

令和4年4月1日改正

名城大学学位規程

名城大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）に基づき、名城大学（以下「本大学」という。）が授与する学位について、名城大学学則及び名城大学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(1) 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学部法学科（法学）
法学部応用実務法学科（法学）
経営学部経営学科（経営学）
経営学部国際経営学科（経営学）
経済学部経済学科（経済学）
経済学部産業社会学科（経済学）
理工学部数学科（理学）
理工学部電気電子工学科（工学）
理工学部材料機能工学科（工学）
理工学部応用化学科（工学）
理工学部機械工学科（工学）
理工学部交通機械工学科（工学）
理工学部メカトロニクス工学科（工学）
理工学部社会基盤デザイン工学科（工学）
理工学部環境創造工学科（工学）
理工学部建築学科（工学）
農学部生物資源学科（農学）
農学部応用生物化学科（農学）
農学部生物環境科学科（農学）
薬学部薬学科（薬学）
都市情報学部都市情報学科（都市情報学）
人間学部人間学科（人間学）
外国語学部国際英語学科（外国語学）
情報工学部情報工学科（工学）

(2) 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学研究科法律学専攻（法学）
経営学研究科経営学専攻（経営学）
経済学研究科経済学専攻（経済学）
理工学研究科数学専攻（理学）
理工学研究科情報工学専攻（工学）
理工学研究科電気電子工学専攻（工学）
理工学研究科材料機能工学専攻（工学）
理工学研究科応用化学専攻（工学）
理工学研究科機械工学専攻（工学）
理工学研究科交通機械工学専攻（工学）
理工学研究科メカトロニクス工学専攻（工学）

理工学研究科社会基盤デザイン工学専攻 (工学)

理工学研究科環境創造学専攻 (工学)

理工学研究科建築学専攻 (工学)

農学研究科農学専攻 (農学)

都市情報学研究科都市情報学専攻 (都市情報学)

人間学研究科人間学専攻 (人間学)

総合学術研究科総合学術専攻 (学術)

(3) 博士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学研究科法律学専攻 (法学)

経営学研究科経営学専攻 (経営学)

経済学研究科経済学専攻 (経済学)

理工学研究科数学専攻 (理学)

理工学研究科電気・情報・材料・物質工学専攻 (工学)

理工学研究科機械工学専攻 (工学)

理工学研究科社会環境デザイン工学専攻 (工学)

農学研究科農学専攻 (農学)

薬学研究科薬学専攻 (薬学)

都市情報学研究科都市情報学専攻 (都市情報学)

総合学術研究科総合学術専攻 (学術)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

② 修士の学位は、本大学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

③ 博士の学位は、本大学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。

④ 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、名城大学大学院学則の定めるところにより、本大学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本大学大学院研究科の課程を経て、修士又は博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書(様式第5及び様式第6)に学位論文及びその他必要書類を添えて、研究科長を経て、学長に提出するものとする。

② 本大学大学院博士後期課程又は博士課程を経ないで、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書(様式第7)に学位論文及びその他必要書類並びに別に定める学位審査料を添えて、当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

③ 本大学大学院博士後期課程又は博士課程に所定の期間在学し、研究指導を受けたのみで退学した者が、博士の学位を申請する場合も、前項の規定によるものとする。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出する場合は、学位審査料を免除する。

④ 提出した学位論文及び納入した学位審査料は、これを返還しない。

(学位論文)

第5条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

② 研究科において必要があると認めるときは、学位論文の訳本、模型又は標本その他を提出させることができる。

(学位論文の受理)

第6条 第4条第1項による学位論文は、専攻分野の属する研究科委員会にて受理する。

② 第4条第2項による博士論文の受理は、専攻分野の属する研究科委員会の議を経て、学長が決定し、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条により学位論文を受理、若しくは審査を付託された研究科委員会は、論文内容に

関連する研究指導教員のうちから、3名以上の審査委員（内1名は主査）を選出し、審査委員会を設ける。

- ② 研究科委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、前項に規定する教員に代えて論文内容に関連する大学院担当資格を有する教員を審査委員とすることができる。
- ③ 研究科委員会は、第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の研究科の大学院担当資格を有する教員を加え、また、他の大学院又は研究所の大学院担当資格を有する教員若しくはこれに相当するものの協力を求めることができる。

（学位論文の審査、試験及び試問）

第8条 審査委員会において行う審査は、学位論文の審査及び試験とし、第3条第4項の規定により、博士の学位の授与を申請する者には、併せて試問を行うものとする。

- ② 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。
- ③ 試問は、本大学大学院博士後期課程又は博士課程を修了して、博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために、専攻学術及び外国語について、口頭又は筆答により行う。外国語については、原則として2カ国語を課する。
- ④ 第4条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者にあつては、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、試問を免除する。

（審査期間）

第9条 第3条第2項及び第3項に定める者の学位論文の審査及び試験は、修了予定年度の卒業式に学位授与ができるよう終了するものとする。

- ② 第4条第2項による博士論文は、本大学大学院において、論文を受理した後1年以内に審査及び試験を終了するものとする。

（審査委員会の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問を終了したときは、速やかに、学位論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の成績並びに試問の結果に、学位の授与についての意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

（研究科委員会の審議）

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、第3条第2項及び第3項によるものについては、名城大学大学院学則の定めるところにより、研究科の課程修了の可否、同条第4項の規定によるものについては、その学位論文の可否について議決する。

- ② 前項の議決は、研究科委員会の委員総数の3分の2以上出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中の委員は、委員の数に算入しない。

（研究科長の報告）

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書により、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第13条 学長は、第3条第1項の規定に定めるものについては、第2条第1号に定める学位を授与する。

- ② 学長は、前条の報告に基づいて、第3条第2項及び第3項の規定に定めるものについては、本大学大学院研究科の課程修了の可否、同条第4項の規定に定めるものについては、その学位論文の可否について、大学協議会の承認を得て、第2条第2号及び第3号に定める学位を授与する。
- ③ 学位記の様式は、学士にあつては様式第1、修士にあつては様式第2、課程博士にあつては様式第3、論文博士にあつては様式第4のとおりとする。

（学位論文要旨等の公表）

第14条 本大学が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用に

より公表する。

(学位論文の公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表した場合は、この限りでない。

② 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない理由がある場合は、本大学の承認を受けて、学位論文の全文に代え、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

③ 前2項の規定により、学位論文を公表するときは、名城大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

④ 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消等)

第16条 学長は、本大学において学位を授与された者が、不正な方法により、学位を受けた事実が判明したときは、学部教授会又は研究科委員会及び大学協議会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

② 各学部又は研究科において、前項の議決をするときは、第11条第3項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第17条 本大学が博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(補則)

第18条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、学部教授会又は研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

① この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

② この規程による改正後の名城大学学位規程第3条第2項の規定は、法学博士の授与に関しては、本学大学院研究科の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。

附 則

① この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

② この規程による改正後の名城大学学位規程第3条第2項の規定は、博士の学位の授与に関しては、本学大学院研究科の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。

附 則

① この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

② この規程による改正後の名城大学学位規程第3条第2項の規定は、法学博士、薬学博士の授与に関しては、本学大学院研究科の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。

附 則

① この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

② この改正規程施行の際、現に在学している学生については、改正前の規程第4条第3項及び第8条第4項を従前どおり適用する。

- ③ この規程による改正後の名城大学学位規程第3条第3項の規定は、法学博士、農学博士及び薬学博士の授与に関しては、本大学大学院研究科の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。
- ④ この規程の改正に伴う必要な経過措置については、別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項については、平成元年度博士後期課程入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成3年10月1日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第2条第1号に定める学位のうち、学士（経済学）は、平成4年4月1日以後に入学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号に定める学位のうち、学士（経済学）は、平成4年4月1日以後に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号に定める学位のうち、学士（経営学）は、平成12年4月1日以後に入学した者から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。ただし、平成31年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成32年4月1日から施行し、平成32年度入学者から適用する。ただし、平成32年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。ただし、令和4年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1

(学士) (第13条関係)

		第	号
学 位 記			
名城大学		(氏名)	
		年	月 日生
本大学	学部	学科所定の課程を修めて本大学を卒業したことを認め学士 ()	
の学位を授与する			
年 月 日			
名城大学学長			印

様式第 3

(課程博士) (第13条関係)

第 号	名城大学 名城大学学長 印	年 月 日	したので博士()の学位を授与する	本 大 学 大 学 院 研 究 科 学 専 攻 の 博 士 課 程 を 修 了	名城大学 大学院 (氏名)	学 位 記 年 月 日 生
--------	-----------------------------	-------------	-------------------	--	-------------------------	-------------------------------------

様式第 4

(論文博士) (第13条関係)

第 号	名城大学 名城大学学長 印	年 月 日	たので博士()の学位を授与する	本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し 所 定 の 審 査 お よ び 試 験 に 合 格 し	名城大学 大学院 (氏名)	学 位 記 年 月 日 生
--------	-----------------------------	-------------	------------------	--	-------------------------	-------------------------------------

様式第 5

(修士) (第 4 条関係)

		平成	年	月	日
名城大学 学長殿					
		名城大学大学院〇〇研究科〇〇専攻			
		氏 名		印	
学 位 授 与 申 請 書					
名城大学学位規程第 4 条第 1 項の規定により下記書類を添え、修士の学位の授与を申請いたします。					
記					
1.	履	歴	書	2	通
2.	論	文	目 録	2	部
3.	学	位	論 文	3	部
4.	参	考	論 文	各編につき	3 部
5.	学	位	論 文 内 容 要 旨	2	部

様式第 6

(課程博士) (第 4 条関係)

		平成	年	月	日
名城大学 学長殿					
		名城大学大学院〇〇研究科〇〇専攻			
		氏 名		印	
学 位 授 与 申 請 書					
名城大学学位規程第 4 条第 1 項の規定により下記書類等を添え、博士の学位の授与を申請いたします。					
記					
1.	履	歴	書	2	通
2.	論	文	目 録	2	部
3.	学	位	論 文 (デジタルデータ 1 部を含む。)	4	部
4.	参	考	論 文	各編につき	3 部
5.	学	位	論 文 内 容 要 旨 (デジタルデータ 1 部を含む。)	3	部
6.	共	著	者 承 諾 書	各人につき	1 通

様式第 7

(論文博士) (第 4 条関係)

平成 年 月 日

名城大学 学長殿

(住 所)

(氏 名)

印

学 位 授 与 申 請 書

名城大学学位規程第 4 条第 2 項の規定により下記書類等を添え、博士の学位の授与を申請いたします。

記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 履 歴 書 | 2 通 |
| 2. 戸 籍 抄 本 | 1 通 |
| 3. 最終学校卒業証明書 | 1 通 |
| 4. 研 究 歴 証 明 書 | 各 1 通 |
| 5. 論 文 目 録 | 2 部 |
| 6. 学 位 論 文 (デジタルデータ 1 部を含む。) | 4 部 |
| 7. 参 考 論 文 | 各編につき 3 部 |
| 8. 学位論文内容要旨 (デジタルデータ 1 部を含む。) | 3 部 |
| 9. 共 著 者 承 諾 書 | 各人につき 1 通 |